

平成 17 年 12 月 15 日

平成 18 年度税制改正大綱に対するコメント

社団法人 不動産協会
理事長 岩沙 弘道
(三井不動産㈱代表取締役社長)

わが国の景気回復を背景に全体的に増税色が濃い中、土地資産デフレ対策が講じられており、評価すべき税制改正の内容となっている。

土地税制では、土地売買に係る移転登記の登録免許税及び非住宅用地の不動産取得税の軽減税率が据え置かれたことは、土地資産の流動化に大いに寄与する。

商業地等の固定資産税について、負担水準の上限引下げはなされなかったが、条例減額措置は延長されたため、今後各自治体において積極的に活用されることを期待したい。

住宅税制では、借入金の有無に関らない耐震改修促進税制の創設、新築住宅の固定資産税減額措置および住宅取得資金に関する相続時精算課税制度の特例が延長されたことは喜ばしい。また、住宅ローン減税制度は三位一体改革において実質的に減税幅が少なくなることが懸念されたが、住民税で手当てされることが決まり、減税効果が維持されることとなった。ただ、多くの国民から支持されていた住宅取得資金贈与に係る 5 分 5 乗方式が廃止されたことは残念である。

今回の税制改正を踏まえ、良好な住宅・都市環境の整備に一層寄与するとともに、土地・住宅市場の活性化によって、わが国経済が力強い回復軌道に乗るよう努めてまいりたい。